

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

平成30年12月6日（木）午前10時15分開会

1. 開 会

2. 挨拶

3. 審査事項

（1）議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について

①予算説明

②質疑

③採決

4. 閉 会

○出席委員（12名）

小森谷 幸雄	委員長	市川 初江	副委員長
小林 武雄	委員	針ヶ谷 稔也	委員
本間 清	委員	亀井 伝吉	委員
島田 麻紀	委員	荒井 英世	委員
今村 好市	委員	延山 宗一	委員
黒野 一郎	委員	青木 秀夫	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原 実	町 長
中里 重義	副 町 長
鈴木 優	教 育 長
落合 均	総 務 課 長
根岸 光男	企画財政課長
峯崎 浩	戸籍税務課長
山口 秀雄	環境水道課長
橋本 宏海	福祉課長
小野寺 雅明	健康介護課長
伊藤 良昭	産業振興課長
高瀬 利之	都市建設課長

多	田	孝	会 計 管 理 者
小	野 田	博 基	教 育 委 員 会 長 事 務 局
伊	藤	良 昭	農 業 委 員 会 長 事 務 局

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂 樹	事 務 局 長
川	野 辺	晴 男	庶 務 議 事 係 長
福	知	光 徳	行 政 安 全 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 会 (午前10時15分)

○開会の宣告

○小林桂樹事務局長 それでは、ただいまから予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○小林桂樹事務局長 開会に当たりまして、小森谷委員長よりご挨拶をいただきます。

○小森谷幸雄委員長 先ほど本会議において本委員会に付託されました補正予算関係議案について、審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、各委員からの質問は、慣例により行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○小林桂樹事務局長 それでは、審査事項につきましては、小森谷委員長に進行をお願いいたします。

○議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について

○小森谷幸雄委員長 それでは、本委員会に付託されました議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

根岸企画財政課長、お願いします。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について、ご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億7,050万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,473万7,000円とするものであります。

2ページ、3ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでありますので、省略させていただきます。

4ページをごらんください。第2表、債務負担行為補正であります。一般廃棄物収集運搬業務委託料3,780万円、資源物収集運搬業務委託料3,000万円をそれぞれ追加するものであります。1年契約となっているため、平成31年度の業務委託業者を平成30年度中に選定し契約を締結する必要がありますので、平成31年度を期間として債務負担行為を設定するものであります。

5ページをごらんください。第3表、地方債補正であります。防災対策事業債560万円を限度とした追加です。これについては、保健センターの空調設備が故障したことにより、改修が必要となったためであります。

6ページ、7ページについては、2ページ、3ページの明細書と同様の内容でありますので、省略させていただきます。

8ページをごらんください。歳入の詳細になります。1款1項1目町民税です。個人町民税現年度課税分1,481万4,000円の追加です。調定実績と納付見込みによる増額であります。

1款2項1目固定資産税です。固定資産税現年度課税分2,125万7,000円の追加です。調定実績と納付見込みによる増額であります。

9款9項1目地方特例交付金160万9,000円の追加です。国からの交付額が確定したことによる増額です。

9ページをごらんください。10款1項1目地方交付税6,037万4,000円の追加です。国からの普通交付税の交付額が確定したことによる増額です。

14款1項1目民生費国庫負担金、障害者福祉費負担金190万円の追加です。歳出の補正に伴う国庫負担金の増額です。

14款3項2目民生費国庫委託金、国民年金事務費交付金10万8,000円の追加です。歳出の補正に伴うものです。

10ページをごらんください。15款1項1目民生費県負担金、障害者福祉費負担金95万円の追加です。歳出の補正に伴う県費負担分の増額です。

15款2項県補助金です。1目総務費県補助金、交通指導員活動促進事業補助金7万6,000円の追加です。新たに3名の方が交通指導員に就任したことにより、制服代等の購入費用の一部が補助されるものであります。

15款2項4目農林水産業費県補助金344万8,000円の減額です。農業機械購入等の助成が、国庫事業である経営体育成支援事業から県単事業であるはばたけぐんまの担い手支援事業に振りかえになったことに伴うものであります。

15款2項6目教育費県補助金、運動部活動指導員配置促進事業費補助金7万6,000円の追加です。中学校運動部指導員の配置によるものです。

11ページをごらんください。17款1項1目一般寄附金358万1,000円の追加、同じく2目指定寄附金313万4,000円の追加です。10月末現在の実績による追加であります。

18款2項1目財政調整基金繰入金9,160万6,000円の減額です。町税や普通交付税の増額補正により、財政調整基金からの繰り入れを減額するものです。

19款1項1目前年度繰越金3億5,200万円の追加です。歳出の財政調整基金積立金に充当するためであります。

12ページをごらんください。20款5項3目雑入7万5,000円の追加です。歳出の後期高齢者人間ドック健診費助成金の増額補正に伴うものです。

21款1項7目衛生債560万円の追加です。保健センター空調改修事業のために起債するものであります。

続きまして、13ページをごらんください。歳出の詳細になります。1款1項1目議会費13万7,000円の追加です。今回の期末手当支給率を引き上げる条例改正によるものです。

2款1項1目一般管理費110万円の追加です。

賀詞交歓会事業25万6,000円の減額。次のページ14ページをごらんください。新庁舎竣工式典事業135万6,000円の追加です。これは、新庁舎竣工記念式典を実施することにより、賀詞交歓会を開催しないためのものであります。

2款1項13目交通対策費64万円の追加です。道路反射鏡の老朽化、あるいは台風被害による補修等の工事費が増えたためであります。

2款1項16目基金費3億5,200万円の追加です。前年度決算の実質収支の2分の1の額を財政調整基金として積み立てるものであります。

次に、15ページをごらんください。3款1項3目障害者福祉費976万6,000円の追加です。障害児（者）自立支援事業障害児給付費の増額補正と、前年度実績による負担金の返還額が確定したことによるものです。

16ページをごらんください。3款2項2目児童福祉費42万4,000円の追加です。前年度実績による補助金の返還額が確定したことによるものであります。

3款3項1目国民年金費10万8,000円の追加です。平成31年4月から開始される産前産後期間の保険料免除申請に対応するためのシステム改修委託料です。

4款1項1目保健衛生総務費12万7,000円の追加です。前年度実績による補助金の返還額が確定したことによるものです。

17ページをごらんください。4款1項2目予防費15万6,000円の追加です。人間ドック健診費助成金に7万5,000円、前年度産後ケア事業補助金国庫返還金に8万1,000円をそれぞれ追加するものです。

4款1項4目保健センター費750万円の追加です。保健センターの空調が故障し、修理不能であることから、改修工事を行うための工事費であります。

6款1項3目農業振興費344万9,000円の減額です。国庫事業である経営体育成支援事業補助金が不採択となり、県単事業であるはばたけぐんま担い手支援事業補助金が採択となったものです。

18ページをごらんください。7款1項2目商工業振興費16万円の追加です。板倉ニュータウン商業用地等の商談時の販売促進資料としてタブレット端末を活用するための購入費用です。

10款2項1目学校管理費160万円の追加です。来年度西小学校入学予定者に歩行器を必要とする児童がおり、トイレ改修と玄関スロープを改修するためのものです。

19ページをごらんください。10款3項1目学校管理費23万1,000円の増額です。板倉中学校の運動部活動指導員2名に対する報酬であります。

20ページをごらんください。地方債の現在高の見込みに関する調書であります。先ほど説明した第3表の金額を整理したものでありますので、省略させていただきます。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご採択いただきますようお願いいたします。以上です。

○小森谷幸雄委員長 ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんでしょうか。

荒井委員。

○荒井英世委員 19ページ、運動部活動指導員配置促進事業23万1,000円の追加ということですが、私の勘違いだと申しわけないのですが、これは当初予算には計上されていないですね。要するに、まずこれは新規ということでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 この関係につきましては、当初予算計上されていないということですが、この教職員の働き方改革とか多忙感、そういうものも含めまして、県の補助金というのが年度途中についたものですから、その関係で板倉町に1名分の補助金があるということを踏まえ、今年度途中でございますけれども、計上したということがございます。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 ただいま1つの背景といいますか、教職員の多忙感ということで、これが目的、それが1つの目的だと思うのですけれども、先ほど2人分ということで計上してあるということなのですが、これはまず、中学校の運動部ですか、2人、どういったところに配置するのですか。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 どの部というのはまだ決定はしていませんが、今のところ現状で部活動の野球部とバレー部、これに指導員がいますので、その辺を宛てがおうかなというふうには考えていますが、今後は検討しながらということになると思います。とりあえず野球部とバレー部、顧問の先生が未経験者ということも踏まえ、そういうことで外部指導員という形で今現在雇っているというか、頼んでいるというところですか。そういう関係で2人、県からの補助金は1名分ですけれども、2人を予定しようかなとは思っております。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、野球部とバレー部、現在外部指導員ということでやっているわけですね。そうしますと、今度非常勤特別職員ということで雇用するわけですけれども、その雇用の形態というのはどういのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 特別職の非常勤職員とかということになります。任命は教育委員会のほうで任命、任用させていただきます。そういう形で進めさせていただきたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、今度は顧問という形でやるのですよね。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 顧問は、教員がいますので、要はその指導の協力とかそういうところ。それと外部指導員と決定的に違うというところは、引率もできるという形になります。外部指導員はあくまでも指導だけ。この部活動指導員に対しては、顧問と協力しながら指導し、なおかつ顧問がいない場合でも引率はできるという形になってきます。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、従来の外部指導費ということは、コーチですね、早く言えば。今回コーチではないわけですね、あくまで非常勤特別職員ということですから。これは県と町の補助金ですか、それでやるわけですね。そうしますと、例えば今現在教師が顧問としてあるわけだけれども……顧問ではないのですか。例えば、顧問という形で……違うのですか。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 あくまでも顧問ということではなくて、顧問ということだとずっと一緒にいなければなりませんので、この部活動指導員につきましては年間で198時間以内という制限がございます。これにつきましては、基本週3日、1日2時間というところになっていきます。顧問というのは部活をずっと見ていなければならないという部分はありますけれども、例えば顧問がいない時間とか、あるいは顧問と一緒にいても、そういう時間、198時間以内であれば一緒に指導ができるということでございます。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、週3日で1日2時間程度ということですよ。そうしますと、先ほど、引率もできるということですよ。今まで、例えば外部指導員の場合、コーチの場合は引率できないわけですよ。今回引率できるということで、それなりの責任が生じてきますよね。そうしますと、その職務の中で、例えば1つのルールではないけれども、そういった職員、特別職員については1つの、ルールではないけれども、規則とかそういったものは策定する予定なのですか。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 これにつきましては、もう要綱のほうに定めてあります。教育委員会のほうで、教育委員会議の中で要綱、板倉町運動部活動指導員配置促進事業に係る非常勤の部活動指導員取扱要綱という要綱を定めて、その中でそういう指導あるいは校長の管理監督というそういう部分も含め、指導員の研修、そういうものもやっていかなければならないとか、そういうところを定めた要綱を定めてございます。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 最後の質問ですけれども、現在運動部関係、特に野球とバレーですか、そういったところに配置するということですが、これは将来的に、例えば文化部もありますよね。そういったところには、そういった特別職員を配置するという計画は今回あるのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 今外部指導員が野球部とバレー部というところで、ずっとご説明申し上げていますが、これは顧問の先生が専門的ではなくて、そこへ要は外部指導員を頼んでいる経緯が今あるというところでお答えをしてあります。例えば野球部あるいはバレー部等に今後そういう専門の顧問がついた場合というのは、また考えも変わってこなければならぬと思いますし、例えば予算を2名分とったとて、例えばその1年間は1人の指導員でお願いしたいとか、そういう形の中でやっていくとか、あるいは運動部だけに限らず、文化部でも同じことは言えますので、その辺は運動部あるいは文化部関係なく、その中でその年に適切な人員を運動部活動指導員として教育委員会のほうで任用していければなというふうには。要は、毎年毎年柔軟な体制の中で対応していきたいなというふうには思っております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 いいのですけれども、今後ですけれども、1つは教師の多忙感の軽減という形があるわけ

ですよね。そうしますと、現在運動部あるいは今後文化部も含めて、状況を見きわめながら、よし、やっていくということでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 そういう、今荒井委員のおっしゃったとおり、板中には今現在運動部が10部、それと文化部が3の部活があります。そういうところも踏まえ、今後その中で適切に判断をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 よろしいでしょうか。

延山委員。

○延山宗一委員 14ページなのですがけれども、総務費一般管理費、新庁舎の竣工式典の追加ということなのですが、これについては賀詞交歓会を減額し、式典のほうに充てるというふうなことの説明があったわけなのですが、規模的にはどのような状況の規模で予定されているのか。

○小森谷幸雄委員長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 お手元の14ページの資料をごらんいただければと思いますが、こちら予算的には報償費で、式典として講師をお呼びして、内容的にどういった内容かというのはこれから詰める部分がありますが、講師の謝礼として予算30万円を計上させていただいております。

また、次の需用費、消耗品につきましては、記念品代といたしまして200円掛ける5,000戸、基本的には毎戸で記念品としてお配りするようなものを想定しております。

次の役務費の関係でございますが、こちら開庁式典の式典のほうにご出席いただく方についてのご案内の出欠の確認のはがきを当初予算で400通分計上させていただきましたが、こちらは100通分増額いたしまして6,000円の増加、そういった今回の補正の内容でございます。

細部につきまして、これから詰めていくような形となりますが、今回の一般質問等でもご質問いただいておりますが、現時点では2月12日に開庁式、引っ越しを行いまして、開庁に当たっての内向けの開庁式典を予定させていただきまして、その後2月16日の土曜日の午前中に開庁の式典を開催をしたいというふうに考えております。こちらはご来賓等にご案内をさせていただいて、式典を行うという。その式典にご出席いただいた方について新庁舎をごらんいただくような考えでございます。また、午後、町民の方も含めました一般の方に対しましての内覧会ということで予定をしたいというふうに考えております。その夜になりますが、予定しておりますが、先ほど講師謝金ということで30万円予算追加で計上させていただきましたが、イベント的なものを開催させていただきたいというような、そのような、現段階では計画で考えております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうしますと、賀詞交歓会に案内を出した同等の方に案内を出すと。当然建設委員というふうなことにもなろうかなと思うのですが、そういうふうな形の中の例えば内覧、式典に参加ということも。別な形でやるのではなくて、一斉に賀詞交歓会の案内を出していますよね。その人たちに出す、そ

れで式典を実施するというふうな受け取り方なのですか。

○小森谷幸雄委員長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 全くイコールではございませんが、式典を、午前中の式典ですが、今のところ中央公民館のホールを予定させていただいております。ホールにご出席いただける、入れる人数の関係もございしますので、これからご案内させていただく皆様については検討させていただく部分はございますが、全くイコールではないという部分でございます。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 その辺がうやむやみたく、はっきりしないのですけれども。ですから、建設委員を含めて、この今回の式典には出席をしてもらおうと。その辺若干の違いがあるということなのですね。ですから、同等ではないというふうな受けとめ方でよろしいと、そうなるわけね。

○小森谷幸雄委員長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 今お話出ましたが、当然式典のほうには建設委員様等にご出席いただくようにご案内させていただきますので。賀詞交歓会ですと、建設委員さんについてはご案内はございませんでしたので、そういう部分では、式典については庁舎の建設に携わっていただいた方についてご案内をさせていただくという形にはなります。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 説明の中で、立派な庁舎ができるということで、当然町民の人も関心があるのかなと思います。2月16日新庁舎の式典ということで、午後から一般の町民の方の内覧ということなのですから、午後からということで非常に時間的に短い。その夜には講演があると。予定をされているということ。非常に時間的にかなりきつい計画かなと思うのですけれども、それについてはいかがですか。

○小森谷幸雄委員長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 午後からの内覧については、時間等はこの間ということで、ご自由にお越しただいて、ごらんいただくような形を想定させていただいております。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 ということは、午後からということではない。いつでも自由ということ。当然お知らせをしていくと思うのだよね、広報紙等で。いつから、例えば幾月幾日、何時からということで、内覧いたしますのでぜひ来てくれというような説明は当然しなくてはならないかなと思うのですけれども、かなりアバウトというか、あやふやというか、そうなのですから、もう少しその辺をはっきり説明してもらえますか。

○小森谷幸雄委員長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 まだ具体的に内覧会の午後の時間まで詰めていない部分がございますので、申しわけございませんが、例えば1時から4時とか、1時から5時までの間にご自由にお越しただいて、ごらんいただけるような、そういう内覧会ということで予定をしております。例えば、1時から何名とか、そういう

形でなくて、時間を区切らせていただいて、その時間内で自由にごらんいただいて、必要な箇所については職員配置をするような形を想定しております。

○小森谷幸雄委員長 延山委員。

○延山宗一委員 内覧のことなのですが、時間が非常に短い時間で内覧ということは、町民の人が結構押し寄せてくるということは、ちょっと言葉は乱暴なのですが、来るのかなと思うのです。想定されるということで、例えば説明員、そういうものはある程度チラシなりに、ここはこういうふうなのだという見取り図というか、中身についての説明を加えないと、やはり説明員が説明書にちょっとわからないようなところも出てくるかなと思うのですけれども、今度検討の中でそこら辺の中の平面図なり、例えば配置図なり、そういうものも必要かなと思うのですけれども。もしかすると、だから個人的に行っても中を自由に見られるような、説明をされなくても中が見えるような状況をつくっておくことも必要かなと思うのですけれども、あわせてよろしく願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 答弁はよろしいですか。

ほかに。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 針ヶ谷です。お願いします。

17ページをお願いします。第6款農林水産業費の農業振興費で説明の中に担い手育成就農支援事業として344万9,000円の減額とあるのですが、その内訳として経営体育成支援事業補助金が918万9,000円の減額、はばたけぐんま担い手支援事業補助金については574万円の追加ということで記載がございます。先ほど、経営体育成支援事業補助金については国庫の採択が得られなかったため、県のほうで振り分けをして、はばたけぐんま担い手支援事業のほうへ加算していただいたというような説明だったのですが、少しわかりづらい部分がありますので、詳細をお願いします。

○小森谷幸雄委員長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 先ほどの説明では、概要ということで説明だったのですけれども、ちょっと詳細につきまして、ちょっと詳しく説明をさせていただければと思います。

まず、経営体育成のほうなのですが、当初予算では7件要望をしてございまして、その7件について当初予算に計上させていただいたところです。

はばたけぐんまにつきましては、5件について要望ということで当初予算に計上させていただきました。

そして、経営体育成につきましては、おおむね大体10月ぐらいの時点で申請が上がってきたものを当初予算のほうに計上させていただくと。時期的に大体2月ぐらいに県のほうに本申請ということを行うのですが、当初予算の時期とちょっとずれてしまうのですが、本申請の時点でその採択、不採択というのが大体わかってきてございます。7件の申請のうち、結果的に4件が不採択、3件は取り下げというような状況でした。要は、その7件が全てこの対象にならなくなったということで、その本申請の時点で7件がだめになった。あわせて、その2月の本申請の時点で3件追加で要望しましたところ、その3件が採択になったということで、7件を不採択、3件を新たに追加ということで今回の補正に反映させていただきます。

そして、先ほど4件が不採択になったという説明をいたしましたのですが、そのうちの3件がはばたけのほうに

移行してきたというようなことで、組み替えとでもいいでしょうか、3件がはばたけのほうに移行してございます。はばたけは当初5件を要望していたところなのですけれども、そのうち3件が採択となりまして、2件が取り下げというような状況です。経営体のほうからはばたけのほうにおりてきた件数、それと新旧合わせまして、今はばたけのほうで7件採択になったということです。最初5件で、採択が3件、そして3件が経営体からおりてきまして、これで今6件で、新規の追加が1件ありましたということで、3件おりてきて、1件追加で、3件が継続ということで、計7件が採択になった状況と。その内容について今回補正に反映をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。経営体育成支援事業補助金、国が絡むか、県のみ補助金かというところで多少形態が変わってくるかなと思うのですけれども、今回要望7件のうち4件不採択、3件取り下げという部分について、どういうところが至らなかったのかという部分が明らかであれば、ちょっとお知らせいただきたいということと、あと、はばたけぐんま担い手、今回574万円の追加になっていますけれども、574万円というのはこの何件分に当たるのかという部分をお願いします。

○小森谷幸雄委員長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 まず、なぜ不採択なのかというところでございますが、いわゆる要件ポイントと。ポイント数で採択か不採択を基準にしてございまして、ポイント数が10から11あると大体採択になるという基準がございまして、そこに満たなかったということが大きな原因となっております。新たな追加で3件が上がったのですけれども、これはいずれも法人ということで、要件のポイントを満たしていたということで新たに3件が追加になったと。7件についてはポイントを満たしていなかったということでございます。

そのポイントの要素といたしまして、農業所得ですとか経営面積等がポイントに加算になっているという内容でございます。

それと、574万円の追加と。その内訳ですが、当初の5件がいずれもハウスの被覆の張り替えということだったので、経営体のほうからおりてきたもの、また追加で1件上げたその4件がいずれも農業機械の購入ということで、合計で574万円が追加になったというような状況でございます。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 では、574万円を初年度予算に追加をして全てを賄うという考え方でよろしいですか。

今ご説明いただいたように、経営体育成支援事業補助金と、はばたけぐんま担い手支援事業補助金については、補助金のパーセンテージが多少変わってくるのかなと思います。先ほどの説明ですと、やはり拡張、農業の実績を今の圃場から拡張するに当たっての資材ですとか機械ですとかという部分についてはポイントが上がっていて、補助金の対象になりやすいのかな。そうすると、個人でやる分については多少ハードルが上がってきてしまう。この後国の体制からすると上がってきてしまうのかなという部分が想像できるわけですが、なかなか法人化というのも今のところ現状では難しい部分もあるのかなと思いますし、ただせっかく、まだ国が補助金を出してくれる間はぜひ活用しながら、特に若手の育成についてご助力いただければありがたいかなと思いますので、そういった細かい部分についてはポイントの稼ぎ方と言っては失礼ですけ

れども、書類を申請する際に、こういうところを工夫して申請していただくと通りやすいよとか、申請する事前の助言等も今後やっていただいて、できるだけ……なかなか自分が経営を回していくまでにいろいろとかかる費用というのがありますものですから、若手を育成するに当たっての補助金というのは効率よく確保していただきながら、農業を維持していく基盤にしていいただければと思いますので、大変なことだと思いませんけれども、今後とも努力のほうをよろしく願いいたします。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

今村委員。

○今村好市委員 8ページの歳入の町税なのですが、個人町民税も追加増額ということでありまして、固定資産税の家屋だけについては減額の補正をされているのですが、当初予算についてはかなり安全を見て調定額等も設定をされていると思うのですが、今回なぜ家屋については減額が生じるのか、その理由をお願いしたいということと、最初の額に98%また掛けておりますけれども、この数字については歳入見込み額ということで、その98%掛けた額を今回追加しているのかどうか。ここに来るとかなり高い確率で歳入が予測されると思いますので、なぜここでまた98%掛けなくてはならないのか、その辺の理由をお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 それでは、ただいまの質問関係でございますが、まず最初に固定資産税の家屋関係、こちらが減額補正となっているということでございます。こちらの原因としましては、ニュータウンの産業用地内にあります企業関係、こちらがいわゆる企業立地の計画関係の該当になっている企業がございまして。当初予算を計上するときはそちらの税額のほうはそのまま計上しているのですが、その企業立地の関係で該当になりますと課税免除というような形になりまして、その額が減額になってくるというような状況がございまして。そういったことを勘案しまして、今回当初で計上していたものの実際減額になってきた数値等について計上のほうをさせていただいたというところでございます。

もう一つ、後段の質問でございますが、98%を掛けるというところでございますけれども、まず平成30年度の調定額のほうを確定をしまして、予算との差額が出てきております。この調定額と予算を立てたときの調定額の差額、こちらを出しまして、それに不確定要素であります5%を引いた数字、それが95%を掛けるのですが、それがいわゆる調定額の正確な数字ということで、さらにその中でも実際全て100%収入になるということではないので、98%収納率を掛けたものを収入額ということで見まして、今回差額分の数字、収入のほうに収入率を掛けたものが収入額の予想ということで、予算のほう、補正のほうを追加しているというような状況になっております。

以上になります。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうすると、固定資産の家屋については個人ではなくて法人、いわゆる会社ということで、特例が途中で適用になったということなのではないでしょうか。その特例措置、それは何社ぐらいなのか。

それと、最初の調定額に対する収入見込み額というのは95%を見て予算計上していたのだと思うのですけ

れども、今回については歳入見込み額ということで98%、パーセントを上げているのですけれども、2%部分については収入が見込めない可能性が出てくるということで、2%減じた額についての今回の補正と。最終的には3月で調整をするという。3月で調整をしなくて、決算まで行ってしまうのですか。3月で確定して、調整はするのでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問ですが、前段ニュータウンの産業地域内の対象の会社というところがございますが、当初、予算を計上するときには、県のほうで正式には認定はされないというようなところがあるのですが、これは前年からも引き続き該当になっている企業というのがほとんどでありまして、本来であればそこら辺の数字のほうは、予想として当初予算のほうに計上するに当たりまして、勘案して引いておくのも一つの手法かと思われるところですが、今回30年度の当初予算にはそういったことを計上していなくて、当初予算のほうで計上しました。その後、結果として該当になったというような結果を受けて、その該当になっている分を減額しているというような状況になっております。ですから、新規になっているところもございますが、継続してなっているところというのもございます。おおむね会社ですと、産業地域内に入っている会社、入っていない会社とありますが、おおむね対象としては5社ぐらいが該当になっている数字となっております。

また、後段の質問になります98%というところがございますが、調定のほうで95を掛けているというところなのですが、実際その後、その数字が100%収納のほうに入ってくるかという、やはりどうしても2%程度のとれない、納めていただけないような状況も生じてきます。こちらはやはりどうしても最終的にはその中で不納になっていくというところですが、その乖離等を考慮しながら3月補正というところもあり得るかなと思うのですが、現在のところであればおおむねの数字のほうは計上させていただいておりますので、おおむね正確な数字に近づけるかなと思われるところですので、状況を見ながら3月の補正もありますが、最終的には決算のほうで収支のほうが出てくるかなというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○小森谷幸雄委員長 今村委員。

○今村好市委員 そうしますと、町税についてはほぼこれで確定をして、多少の誤差については決算で調整をしているということで、今年度の事業も残り少なくなってきておりますので、町税が増えたから、今までできなかった事業をするといっても、なかなか期間的にならないものですから、決算まで行くということの理解です。よっぽどの変動があった場合は3月で調整するということですね。

それと、先ほどの家屋の法人の関係なのですが、前年からわかっていた部分があったという話でしたので、税務担当とすれば、非常に何回言っても、安全を見て、安全を見てというので、歳入についてはよほど安全を見ているのですけれども、これについては、では前年からわかっていただけけれども、それは課税対象として載っていたという、その辺ちょっと考え方の違いがかなりあるのかなと思いますので、今後については、安全を見るのだったら、やはりこういうものもきちんと安全を見てやるべきだという。既にわかっていたものはね。後から指定を受けて減免が生じたというのはしようがないと思うのですけれども、前年からわかっていたのが5社のうち恐らく二、三社あるのでしょうか。それについては、もう落としておくべきではな

いでしょうか。

○小森谷幸雄委員長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問でございますが、ご指摘のとおり、そういった確実にわかっているものについては当初から数字に入れない等をするべきだということもありまして、平成31年度の予算等についてはそういったことを考慮しながら予算建てのほうをしていくというようなことで考えているところでございます。

以上になります。

○小森谷幸雄委員長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。ございませんか。

青木委員。

○青木秀夫委員 今村委員の今の質問に関連するのですけれども、これ、土地だけがそういう減額の。歳入見積もりが間違っていたということなのですか。ということになると、土地は、それは関係していませんか、その対象企業の。家屋だけのほうが減額になってここへ出ているのですけれども、そういう企業の課税対象になると、固定資産税というのは土地は関係なかったのですか。

○小森谷幸雄委員長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問でございますが、大きく影響を受けるのが、建物の認可の計画を受ける、受けないというところの数字が大きかったものですから、こういった数字にあらわれておりますが、対象の土地についてもやはり含まれております。今回土地のほうプラスになっておりますが、さらに、そのほかに進出企業等の影響によります税収のほうの増といったところが前面に出ているという結果になっておりまして、土地のほう、それと償却資産のほうはプラスという数字のほうが出ているというような状況になっております。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、今その対象企業が見積もりを間違っていたというか、見落としていたというか、そういうことでこれは減額しているのでしょうか、途中で。当初予算の中には、それを収入があるものだという形に見積もって計上したと。途中気がついて減額したのでしょうかけれども、家屋だけあらわれているのですけれども、それに附随して、そういう企業の土地とか今言った償却資産なんかも含めての今回これは、こういうふうには数字の上では償却資産って増額になっているけれども、それはほかの新たに進出企業が、償却資産が増えたから増えているのであって、歳入見積もりして、今回それを減額したわけでしょう。家屋がここへ出ているだけで、家屋以外にも土地、償却資産のほうの対象になっているのでしょうかと、5社ぐらいの企業があったというのは。

○小森谷幸雄委員長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問ですけれども、対象となっている会社はあります。

以上であります。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 そうすると、その5社ぐらいの金額って、どのぐらいになっているの、これ。合わせると、それ。5社だから簡単に出るのだと思うのだけれども、概算。一番大きい金額、企業のをちょっと。

○小森谷幸雄委員長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問ですが、食品会社のほうで2,000万円という会社がございますし、そのほか400万円、300万円、200万円といったところで対象になっている額というところが出ている会社等がございます。以上合わせまして、今回課税免除となるのが3,270万円という形になっているというのが状況でございます。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 それは土地と建物と償却資産合わせて3,000万円ぐらいということなのですか。それは期限つきなのですか、特例で免除するというのは。ずっとではないのでしょうか。それは取得してからとか、開業してから5年とか、そういう期限つきなのでしょう。それで、先ほど今村委員が質問したのだけれども、今年初めて発生したわけではないのだ。去年もそれを減額しているの。当初予算に上げて、途中で減額しているの。

○小森谷幸雄委員長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問ですけれども、先ほどの数字3,270万円強については家屋の対象の金額となっております。

[「そのほかに」と言う人あり]

○峯崎 浩戸籍税務課長 このほかにも減額になっている、計画で認定されたものについては償却も土地のほうも減額の対象となっておりますが、先ほど申し述べた数字につきましては家屋の数字ということ……

[「合わせて」と言う人あり]

○峯崎 浩戸籍税務課長 その3つ合わせたそれぞれの会社等については、現在手持ちのほうの資料はございませんが、土地、家屋等についてはそのほかの新規取得等ございまして、プラスになっているというような状況でございます。また……。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 新規のやつは除いて。一回計上してしまって、今年減額しているわけですよ。対象になる企業5社の話をしているわけよ。その5社の減額対象になった金額は、土地と、ここへ建物が非常に出てくるけれども、前面に。そこで5社だけに限ってと言っておりますよ。建物と土地と償却資産合わせてどのぐらい財産あるのですかと聞いているのです。だから、わかるように。新規に発生している建物の償却資産の課税もあるのでしょうかから、それでプラ・マイしてこれだけの金額が出ているのでしょうかから。新たに増えたものはいいのです。だから、その5社の分だけ聞いているのです。

○小森谷幸雄委員長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問ですが、その5社に限っての詳細な数字の手持ちの資料等今ご

ございませんので、数字のほうの報告はできないと……

[何事か言う人あり]

○**峯崎 浩** 戸籍税務課長 そちらのほうもちょっと。余り大ざっぱな数字でもちょっと困るかなというところがありますので、ちょっと手持ちの資料等ご猶予させてもらいますが、今ではちょっとお話のほうはできないのですけれども。

それと対象期間ですが、こちらは5年という形になっております。先行して計画を認可されている企業等もございます。

以上になります。

○**小森谷幸雄** 委員長 青木委員。

○**青木秀夫** 委員 そうすると、これは5年間減免されるということは、収入にならないわけだから、すると今度は、今奨励金で返還するわけでしょう。いったん収入が入って、その後土地、建物に対しては新たな、これは条例改正されて変わったけれども、前のところでは満額お返ししているわけでしょう。その金額も変わってくるわけでしょう、今度、返すかでも。入ってくるのが入ってこないのだから、収入を上げられないのだから、すると今度は企業の……奨励金か。恐らくこれは古い企業だから、その対象になっている企業は多いと思うのです。3,000万円入るとということは、3,000万円返さなくていいわけになるわけですよ。それなんかは、これは全然関係していないの、補正予算とか。全体の今度収入があったので、今度は支出は減るわけだ、その分。

○**小森谷幸雄** 委員長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩 戸籍税務課長登壇]

○**峯崎 浩** 戸籍税務課長 ただいまのご質問でございますけれども、まず会社によって対象となる土地、建物とございます。こちらについては課税免除という形になりますが、そのほかにも対象にならない建物等もございます。そういったものについては、税金のほうは、資産税等についてはかかってきます。それに対して、今度は町側が奨励金というような形でそれを出しているというような状況になっております。

以上です。

[「それは当然でしょう」と言う人あり]

○**小森谷幸雄** 委員長 青木委員。

○**青木秀夫** 委員 私が聞いているのは、今の対象になっているところに限って聞いているのだよ。全体を聞いているわけではないわけよ。だから、例えば3,000万円課税免除になるわけでしょうと言うのだよ。収入、課税免除になるのだから、奨励金返す必要ないわけでしょうと言うのです。すると、歳出も減るのではないのかいと、どこかに。そういうのはどこに歳出は出てくるのですかと。今回の補正ではなくて、後でやるということかな、別に。ほかのときに補正で、奨励金の返還の予算が8,000万円だか9,000万円ぐらい出ているよね、予算に。返還する奨励金というのが。すると、それが3,000万円減らなければいけないわけだから、別に今回やらなくてもいいのですけれども、どこかで調整するときそれを減額補正するとか、あるいは最終最後には不用というので出てくるのか。そういう形で出てくるのだと思うのですけれども、それは後でやるということなのですか。いいのだよ、全体でというのは、5社に限って言っているのだよ。今回3,000万円ぐらいの減額になるでしょうということで、気がついたから減額したのでしょうか、今度ここで。すると、

歳入が減るのだから、歳出が減るのです。これは返還するのだから、奨励金を。それは別に後でやるということなのですか。

○小森谷幸雄委員長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問なのですけれども、課税免除と対象となるものと奨励金に出るもの、これは全く別なので、こちらは減額のままです。残りは奨励金の対象となるところということですので、こちらが減額になったから、こちらも減額になるという、連動するものではないというところでございます。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 今の話ちょっとおかしいのではないの。中里副町長。

○小森谷幸雄委員長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 青木委員がおっしゃっているいわゆる5社、これは以前からも特例措置免除が判明していますので、当然それは奨励金の対象から外れていますので、企業誘致の奨励金の……

「[ニュータウン外の企業が入ってくる……]」という人あり]

○中里重義副町長 いやいや、ニュータウン内だけです。ですから、今回の今言っている5社というのは、恐らく最近の立地で考えますと、ニュータウンの中の企業だけだと思えるのです。ニュータウン外はもう、だから5年の期間があるわけですけれども、直近5年内で新規にニュータウンの産業地外に立地した企業というのは、私が承知していると、該当する企業というのはなかったと思うのです。ですから、戸籍税務課長が言う5社というのは、ニュータウンの産業用地の中に立地した企業だけだと思います。

それで、いわゆる29年度以前から減免、免除の対象になっている企業については、いわゆる実際に免除になる額というのはわかっているわけですから、奨励金の交付の予算計上では、それはもう対象から外して奨励金の予算は計上しているわけです。ですから、今回は説明のとおり、既に判明していたものについては本来だったら当初から歳入の見込みに組み込まなくてもよかったのだと思うのですけれども、それをあるものとして当初予算では見込んだという説明を戸籍税務課長がしていますけれども、一応それはそれとして、とりあえず奨励金の所管をする産業振興課のほうでは、ニュータウンに立地している企業のどの企業とどの企業がいわゆる免除の特例措置を受けているかのとりあえずわかる範囲は確認ができていますので、その企業に対してはもう交付、いわゆる奨励金の交付の必要は、当然納税がないわけですから、交付金の交付も生じないということで、それを勘案して予算措置をしているのです。ちょっとわかりづらいですか。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 いいですか。立ったままでいいよ。

今言ったように、歳入に上げたのでしょうか。上げたということは、奨励金を返すほうも予算に上がっているわけよ、予定としては。条例が改正されたでしょう、満額奨励金返還というのが。今回改正された。ゼロではないのよね。何か15%ぐらい返すわけでしょう。例えば、1,000万円入ったら15%、150万円。1,000万円入って、1,000万円全部返したわけだよ、奨励金で。それが今度1,000万円入ったら、15%だから、150万円返すようになったから、すると、入るといことは150万円返すという予算もついているのではないかい

と言うのです、当初予算に。例えば、今の企業が旧、改正前の取得した企業なのか、条例改正が終わってからの企業なのか、その辺はわからないのだけれども、ただつじつまを合わせるとすれば、固定資産税が入れば、計上すれば、それに見合う奨励金も上げてあるはずでしょうという意味なのです。だから、その調整は別に今回しなくたっていいのだけれども、どこかでそれをするのではないですかと聞いているだけ。

○小森谷幸雄委員長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 わかりました。企業からの家屋、土地、償却資産からのいわゆる資産税の歳入については、戸籍税務課がそういった考え方で当初予算を計上してしまったということをご理解いただけますよね。それと反面、今度奨励金の交付については、産業振興課のほうが所管をしていますので、ですから産業振興課が予算を計上する際には、当初のいわゆる交付率、100%返すという該当の企業あるいは見直し後の15%相当を返す企業、それぞれは産業振興課のほうが押さえています。ですから、一応課税免除になる額と、残る、1社でもそっくり全額が免除になるわけではないのです。それはご承知かと思います。ですから、免除されたもの以外のいわゆる資産税に対しての交付金は予算措置はしております。ですから、そこが、戸籍税務課の計上した見込みのボリュームがこれだけあったのかもしれないのですけれども、産業振興課のほうは交付金の予算は実質のこの部分で見合うだけを予算計上している、そういう予算の計上の仕方をしていますので、ですから今後戸籍税務課も既に判明しているものについては、今村委員から指摘されたように、きちんと当初から落とすべきだというふうに私も感じましたので、そのように今後31年度の当初予算の見込みからはやっぴいこうかな。やらせるようにしたいと思います。

今、どこかで調整するのだろうかということでもありますけれども、それについては実際歳入とは別に、交付金のほうの予算執行の状況を見まして、年度末、3月の議会で、調整が必要な場合には補正で減額するとか、そういった措置はとりたいなというふうに思います。

○小森谷幸雄委員長 青木委員。

○青木秀夫委員 だから、それはわかるのです。峯崎課長が言うように、ややこしいのは、1つの企業が投資したって。この部分は投資減税だから対象になりますよ、この部分はならないよとか、いろいろややこしいのだと思うのだ、その投資減税というのは。同じ企業が1つ投資しても、これは先端設備をしたから、これは5年間これをやれば免除しますよとか、これは免除しませんよとか、いろいろややこしいから、一くくりに全部減税になるとかというのではないのはわかるのです。だけれども、それは新規の場合はわからないのです、だから、今、今村委員が言うように。だけれども、2年目、3年目は去年と同じに倣っていくわけだから、それも出てくるわけだよ、普通だったら。ああ、この部分は投資減税の対象になっていて、免除ねと、これはかかる、課税される部分ですねと、そうなのだが、新規の場合はややこしいから、役場とかわからないと思うのだ、向こうから申告されない限りは。だけれども、2年目、3年目というのは、去年やったのだから、5年間減税になるのだったら、わかっているはずなのだけれども。そういうのが私はよくわからないのだけれども、それは申告制なのかい、償却資産なんかに関する、この部分は減税、免除ですよとか何だとかというのは。課税するほうではややこしくてわからないよね。そんなものが、これは減税対象になっているのですよとか、そういう、なっていないのですよとかと。相手の企業から申告なのかい。その辺がわからないのだけれども、わかる範囲で。だから……

○小森谷幸雄委員長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 一応償却資産は申告ですけれども、土地、建物についてはいわゆる調査の結果で課税する。課税納税額が出てくるわけですよ。ただ、免除に該当する、しないについては、いわゆる法の規定に基づいて、あれは県が認定するものなのですね。

〔「そうです」と言う人あり〕

○中里重義副町長 県が認定するとかのその認定の結果というのは町にも流れてきますので、それをもとにやるわけですね。

○青木秀夫委員 だから、いいよ、ややこしいことは。だけれども、2年目、3年目だったら、前年度があるのだから、普通はわかるわけだから、その辺のところはよくきちと去年のやつを参考にして、前年度の資料を参考にしてやってもらえば、こういうことも起きてこないのだと思うのだ。新たな場合だとわかるのだよ、これ、見積もり違いというのは。ややこしいのはわかるから。入るなと思ったら、いや、あれは減税免除だったので、ないのだよとかという、後から言われればそういうこともあるので。

ただ、それと、さっき伊藤課長のほうの奨励金の返還とはあれかい、課税のほうとは連携やっていないのかな、それは。この辺については伊藤課長のほうではつかんでいるの、これは。

○小森谷幸雄委員長 副町長、お答え願えますか。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 伊藤課長、この4月に産業振興課長についたばかりなものですから、今年度当初予算の計上の内容について詳細は承知していません。私が思うには、ちょっと恐縮ですが、戸籍税務課のいわゆる固定資産税の歳入見積もりと十分な調整をとらずに予算をそれぞれ計上していたというふうにしかな言いがたいかなというような状況でありますから、今後は十分にその辺の調整、連絡は密にとらせるようにしたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○小森谷幸雄委員長 峯崎戸籍税務課長、補足かな。

〔「補足です、はい」と言う人あり〕

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 先ほどのご質問の中で、5社の合計ということで土地、家屋償却どのぐらいかということでございました。土地関係については、概算ですが、110万円、家屋については3,270万円、償却については1,960万円、合計しまして5,350万円弱というような数字のほうが出ているところでございます。こちらが免除額ということになっているところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○小森谷幸雄委員長 ほかにございますでしょうか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 済みません。お時間もかかっているのですが、確認をお願いします。19ページの荒井委員のほうから質問がありました運動部活動指導員の配置促進事業の中の非常勤特別職員報酬について、局長

のほうからる説明があったわけですが、まず1点目は、週二、三回の1日2時間を限度として年間198時間以内の制限を加えているというような説明がありました。これについては、これについての報酬を出すわけですが、これは時給計算をするのか、あるいは月額計算なのかという部分を1点お答えください。

2点目は、顧問は教職員が担わなければいけないというのは、これは中体連のルールの中にありますので、これは引けないと思うのですが、非常勤特別職員に対しては引率も可能にするというような、要綱の内に記載があるのかなと思うのですが、あるのでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○針ヶ谷稔也委員 そうすると、これは責任というのがちょっと出てくるものですから、この非常勤特別職員に該当する人間に対しての要望する資格、どういう資格を要する者を許可するのか、その部分も要綱に記載があるのかどうか。

2点お願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

〔小野田博基教育委員会事務局長登壇〕

○小野田博基教育委員会事務局長 まず、1点目の関係でございます。時給ということなのか、月なのかということでございますけれども、先ほど、1日2時間の週3回という目安の中に、1時間当たり1,600円というのがございます。支給するに当たっては、1カ月間をトータルにして支給するという形になるかと思えます。

それと、責任、資格ということでございますけれども、任用するのは教育委員会でございます。その任用するに当たって、先ほども部活動指導員の取扱要綱を定めさせていただきましたよということでございます。その中で資格ということで、それぞれの資格、例えばサッカーなんかで言えばライセンスとかあるのですが、そういうものではなくて、要綱の第3条の中に、まず公務員でない者、あと部活動の技術指導にすぐれている者、それと指導員としての適格性があると校長が認める者というのがございますので、この3点を大きな要因として任用していきたいということを考えております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 要綱に沿って、これは校長推薦という形で事務局のほうへ上げていただいて、それを事務局で承認するという形になるのかな、今の説明で、それを確認させてください。

それと、あと引率となると、これ、部活動で言うと試合の引率と、あと他地域での合宿の引率も含まれるかと思うのですが、こういったもろもろ、合宿等の引率、練習試合の引率、そういったものも含まれているのかどうかお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

〔小野田博基教育委員会事務局長登壇〕

○小野田博基教育委員会事務局長 任用の関係でございますけれども、学校長の調査に基づき、教育委員会と調整をしながらということで、先ほども申し上げましたけれども、ずっと同じ部というのではなくて、その年度、その年度顧問の先生で優秀な指導者が来た場合とかもありますので、その都度判断していきたいと

いうふうには思っております。何しろ初めてのことで、いろいろな場面を想定しながら、学校現場あるいは顧問の先生と学校、校長でよく協議をしてもらいながら、こういう形で教育委員会に推薦しようという形の、そういうルールづくりというの必要なというふうには思っております。

それと、引率ということでございますけれども、基本的にはその部が移動する場合、それは大会、練習試合、いろいろ、合宿等あると思います。そういうものを全部含んでの引率ということで私どもは理解しております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 年間の時間制限がありますので、引率等が含まれますと、日常の部活動の時間というのが幾らか制限されてくるのかな。報償に関してはこの198時間以内で考えてボランティア的な部分も出てくる場合もありますと思いますが、その辺はこれから柔軟に考えていただけるのかなと思っています。

あとは、一番怖いのは、顧問であろうが、非常勤の特別職員であろうが、現場での事故があった際に、教員であれば教員資格等でやはり保護される部分も幾らかあるかとは思いますが、教育委員会の非常勤特別職員ということで、これは直接教育委員会のほうへかかってくるのか。個人に対してどういう取り扱いをしていくのか。これからという部分もあるかと思っておりますけれども、現状の考え方をお願いいたします。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 先ほど来要綱の話をしてはいますが、その中に、要は災害というのですか、公務上の災害も含め、そういうものについては公務災害の補償ということで要綱の中にうたっております。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 教職員の働き方改革ということで、部活動でとられる時間をある程度自治体の教育委員会で制御しようという動きが今年の夏過ぎくらいからですか、本格的になって、今日の新聞にも載っていましたけれども、県で全部足並みがそろえばいいのだけれどもというような県の教育委員長の話だったですけれども、今のところ各自治体でそれぞれその事情に合った対応をしているというような現状なのかなと思っています。

今後のことですので、いろいろ考えれば切りはないのですが、せっかく職員の労働時間、部活動に割く時間を軽減する一助となる施策ではありますので、問題がないことが一番いいかなと思いますので、余計な質問だったかもしれませんが、要綱内もう一度見直していただきながら、何かのときに問題が起きないように対応をしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 十分その辺承知いたしているところです。

実は、昨日も板中の校長にちょっと来ていただきまして、板倉町も運動部活動の方針というのを教育委員会のほうで定めさせていただいておりますが、その辺についての細かいところの部分ですり合わせということで、昨日もちょっと校長に来ていただいて、その辺も協議をしながら、教育委員会だけが方向性を示す

のではなくて、現場サイドの声を聞きながらやっておりますので、その辺についてまたご指導がありましたら申し出ただけければ、その辺も含め、学校と常に協議をしながら、教育委員会一方的な方針ということではなくて、常に協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小森谷幸雄委員長 ほかにございませぬか。

黒野委員。

○黒野一郎委員 今の針ヶ谷委員の19ページの関連なのですけれども、これを1つ、出なかつたのですけれども、運動部の指導員の上限、何歳とか、何歳までいいとか、何歳から何歳までとか、それから男女別に、問はず、その辺をひとつ。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 その辺については、上限はございませぬ。また、男女の関係もございませぬ。要は適格性ということで、任用要件に沿つた方では任用はできるという形になります。

以上です。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 上限とらずということは、極端なことを言えば、60歳でも70歳でも、指導ができる人は構わぬということですね。その辺をもう一回、ひとつ。

○小森谷幸雄委員長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 そのとおりでございませぬ。

○小森谷幸雄委員長 黒野委員。

○黒野一郎委員 できれば上限というか、年齢は何歳から何歳ぐらいまでというぐらいは、できれば今後明記と言うか、入れたほうがいいのではないかなと思ひますのですけれども、その辺をご検討いただひて、答弁は結構ですけれども、お願ひをしたいと思ひます。

○小森谷幸雄委員長 答弁はよろしいですね。必要ですか。よろしいですか。

「はい」と言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 ほかにございませぬか。

「なし」と呼ぶ者あり]

○小森谷幸雄委員長 質疑を終結いたします。

議案第71号 平成30年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにございませぬでしょうか。

「異議なし」と言う人あり]

○小森谷幸雄委員長 異議なしと認めませぬ。

よつて、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました全ての案件の審査を終了することができました。

委員各位の慎重なる審査、また執行部の皆様によるご説明、まことにありがとうございませぬ。

○閉会の宣告

○小森谷幸雄委員長 以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会とさせていただきます。

閉 会 （午前11時44分）